

各 位

委 託 会 社 名 大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 佐野 徑
担当者の役職氏名 商品企画部 長尾 健司
(連絡先 0120-106212)

上場投資信託（ETF）の投資信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託（ETF）の投資信託約款を変更することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名（銘柄コード）

iFreeETF 中国科創板 50（STAR50）（2628）

iFreeETF 中国グレーターベイエリア・イノベーション 100（GBA100）（2629）

2. 変更内容および変更理由

以下のとおり、投資対象とする投資信託証券の名称が変更されたため、信託約款における該当箇所の記事の変更を行いません。（下線部が変更箇所）

■iFreeETF 中国科創板50（STAR50）

変更前：ICBC Credit Suisse CSI Science and Technology Innovation Board 50 ETF

変更後：ICBCCUBS SSE Science And Technology Innovation Board 50 ETF

■iFreeETF 中国グレーターベイエリア・イノベーション100（GBA100）

変更前：ICBC Credit Suisse Guangdong-Hong Kong-Macao Greater Bay Area Innovation 100 ETF

変更後：ICBCCUBS Guangdong-Hong Kong-Macao Greater Bay Area Innovation 100 ETF

3. 日程

2025年10月31日まで 金融庁へ届出

2025年11月1日 変更日

4. 変更に関する書面決議手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きは行いません。

5. 信託約款の新旧対照表

iFreeETF 中国科創板 50 (STAR50)

変 更 後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>上海証券取引所上場人民元建て中国籍投資信託である<u>ICBCUBS SSE Science And Technology Innovation Board 50 ETF</u> (以下「<u>ICBCUBS STAR 50 ETF</u>」といいます。)の受益証券および中国の株価指数を対象とした株価指数先物取引を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、対象株価指数を円換算した値の変動率に一致させることを目的として、主として、<u>ICBCUBS STAR 50 ETF</u>の受益証券に投資します。</p> <p>② <u>ICBCUBS STAR 50 ETF</u>の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>② 委託者は、信託期間中において、次の各号に該当することとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>ICBCUBS SSE Science And Technology Innovation Board 50 ETF</u>が上場廃止となる場合</p> <p>4. (略)</p> <p>③～⑥ (略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>上海証券取引所上場人民元建て中国籍投資信託である<u>ICBC Credit Suisse CSI Science and Technology Innovation Board 50 ETF</u> (以下「<u>ICBCCS STAR 50 ETF</u>」といいます。)の受益証券および中国の株価指数を対象とした株価指数先物取引を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、対象株価指数を円換算した値の変動率に一致させることを目的として、主として、<u>ICBCCS STAR 50 ETF</u>の受益証券に投資します。</p> <p>② <u>ICBCCS STAR 50 ETF</u>の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>② 委託者は、信託期間中において、次の各号に該当することとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>ICBC Credit Suisse CSI Science and Technology Innovation Board 50 ETF</u>が上場廃止となる場合</p> <p>4. (略)</p> <p>③～⑥ (略)</p>

変更後	現行
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>深セン証券取引所上場人民元建て中国籍投資信託である <u>ICBCUBS Guangdong-Hong Kong-Macao Greater Bay Area Innovation 100 ETF</u> (以下「<u>ICBCUBS GBA Innovation 100 ETF</u>」といいます。)の受益証券および中国の株価指数を対象とした株価指数先物取引を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、対象株価指数を円換算した値の変動率に一致させることを目的として、主として、<u>ICBCUBS GBA Innovation 100 ETF</u>の受益証券に投資します。</p> <p>② <u>ICBCUBS GBA Innovation 100 ETF</u>の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>② 委託者は、信託期間中において、次の各号に該当することとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>ICBCUBS Guangdong-Hong Kong-Macao Greater Bay Area Innovation 100 ETF</u>が上場廃止となる場合</p> <p>4. (略)</p> <p>③～⑥ (略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>深セン証券取引所上場人民元建て中国籍投資信託である <u>ICBC Credit Suisse Guangdong-Hong Kong-Macao Greater Bay Area Innovation 100 ETF</u> (以下「<u>ICBCCS GBA Innovation 100 ETF</u>」といいます。)の受益証券および中国の株価指数を対象とした株価指数先物取引を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、対象株価指数を円換算した値の変動率に一致させることを目的として、主として、<u>ICBCCS GBA Innovation 100 ETF</u>の受益証券に投資します。</p> <p>② <u>ICBCCS GBA Innovation 100 ETF</u>の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>② 委託者は、信託期間中において、次の各号に該当することとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>ICBC Credit Suisse Guangdong-Hong Kong-Macao Greater Bay Area Innovation 100 ETF</u>が上場廃止となる場合</p> <p>4. (略)</p> <p>③～⑥ (略)</p>

以上